



# 目 次

## ☆トピックス

- (1) 第45回 大分県フォークリフト運転競技大会を開催 ..... 1
- (2) 令和6年度 (公社)大分県トラック協会新体制における  
副会長の役割分担及び専門委員会の重点的取り組み事項 ..... 3
- (3) 事業者間の遠隔点呼の先行実施要領について ..... 4
- (4) 街頭啓発活動(事故ゼロの日)の実施結 ..... 8

## ☆青年部だより ..... 10

## ☆行政だより

- (1) 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を開始 ..... 11

## ☆国税だより ..... 14

## ☆陸災防だより ..... 15

## ☆大分産業機械技能教習所だより ..... 17

## ☆お知らせ

- (1) NASVAからのお知らせ ..... 18
- (2) トラックドライバーの皆様へアンケートのお願い ..... 19
- (3) 労働災害防止対策セミナーについて ..... 20
- (4) 会員名簿訂正方のお願い ..... 21
- (5) 燃料情報 ..... 21
- (6) 行事予定表 ..... 23
- (7) 帳票関係FAX注文書 ..... 24

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。  
閲覧用パスワードは「6311」です。

## 第45回 大分県フォークリフト運転競技大会を開催



陸上貨物運送事業労働災害防止協会大分県支部（石樽誠二支部長<sup>いしくれせいじ</sup>）は7月20日(土)、大分市向原西の一般社団法人大分産業機械技能教習所（中野健造理事長）において、第45回大分県フォークリフト運転競技大会を開催した。

来賓に大分労働局労働基準部の嶋田高彰健康安全課長を招いて開催された大会は、7事業所から13名の選手が参加し、学科（300点満点）、作業開始前点検（100点満点）、運転（600点満点）の合計1,000点満点で日頃の技を競った。

### 競技の様子



#### 実科競技

- ㊦ 作業開始前点検競技
- ㊧ 運転競技(走行・積卸)



#### 学科競技

- ① 法令
- ② 走行装置構造・取扱い
- ③ 荷役装置構造・取扱い
- ④ 力学



## トピックス

その結果、高得点の上位者の中において、僅差で佐藤貴史選手（センコー(株)延岡支店大分PDセンター）が優勝し、準優勝の令官隼人選手（鶴崎海陸運輸(株)石化コンビナート事業部）、3位の宇和田伸司選手（センコー(株)延岡支店大分PDセンター）とともに、石樽支部長からそれぞれに表彰状、楯、副賞が贈られた。さらに、大分労働局長賞として、同局の嶋田安全課長から佐藤選手に優秀賞が贈られた。また、過去の大会を含め女性として初めて出場した秦 香織選手（株エーストランスポート大分営業所）に特別賞が贈られた。

表彰式に続き、石樽支部長が大会の開催に携わった関係者に感謝の言葉を述べたのち、「令和5年は死亡事故は無かったものの、休業4日以上労働災害は高い水準で推移している。選手の皆さんにおかれては、本大会を通じて、今後ともさらにフォークリフトの操作にかかる安全意識の高揚および運転知識と技能の向上を図り、それぞれの職場において災害の無い安全で快適な職場環境の形成に努めていただきたい。」と挨拶した。

続いて、来賓の嶋田健康安全課長が「本日、参加された13名は所属する会社では労働の効率化や正確性など、生産活動に貢献されていることと思う。また、我々の所管する労働安全にも大変寄与されていると思っている。皆様方の技術・高度なスキルを持った方が安全意識を持って安全運転をされることは、まさに会社の中での労働災害防止に大変役立っていることと考えている。他のフォークリフト運転者の模範となり、率先してフォークリフト災害ゼロを目指して、今後とも取り組んでいただきたい。」と挨拶した。

最後に、大分産業機械技能教習所の古川博史所長が講評を述べたのち「本大会は、整備・運転技術と知識の向上及び、安全意識と遵法精神の高揚を図ることを目的としている。参加された皆さんには、この大会で経験されたことを通して、職場で安全運転に留意して労働災害ゼロを目標に、それぞれの業務に務めていただきたい。」と述べた。

今回、優勝した佐藤選手は、9月28日と29日に愛知県みよし市の中部トラック総合研修センターで開催される「第39回全国フォークリフト運転競技大会」に出場する予定である。



石樽支部長



嶋田健康安全課長



古川所長



### 入賞者と記念撮影

左から、

中野理事長  
石樽支部長  
準優勝の令官選手  
優勝の佐藤選手  
3位の宇和田選手  
特別賞の秦選手  
嶋田健康安全課長

## 令和6年度（公社）大分県トラック協会新体制における副会長の役割分担及び専門委員会の重点的取り組み事項

今年6月の役員改選後初の理事会（7月23日(火)）において、仲会長から、会長不在時の代行を務める副会長の役割分担及び専門委員会の重点的取り組み事項について、伝えられた。

また、新体制のもとで、業界の地位向上に向けて一丸となって取り組んでいくことなどを確認した。

職名	氏名	役割分担
副会長	村本 茂	財務、施設、防災対策、コンプライアンスなど運営全般
副会長	石樽 誠二	交通安全、環境対策、労務対策、適正化など事業全般
副会長	中野 健造	業界の社会的・経済的地位向上に向けた広報活動全般

職名	氏名	役割分担
総務・企画	薬真寺 朗彦	費用対効果を踏まえた理事会提出議案の精査及び協会事業の広報強化
適正化事業	原田 勝	Gマーク取得促進及びD、Eを中心とした巡回指導評価の底上げ
交通・環境	後藤 信雄	トラック事故根絶安全大会及びトラックの森記念植樹式の開催
交付金・近代化	藤田 憲靖	事業者の経営の安定に向けた円滑な利子補給事業の利用促進
労働	佐藤 宗朝	2024問題に関するセミナーの開催（働き方改革関連法及び改正改善基準告示の徹底）

## 事業者間の遠隔点呼の先行実施要領について

(公社)全日本トラック協会より、標記について周知依頼の通達がありましたのでお知らせします。

遠隔点呼に関しては、運行管理者の負担軽減や慢性的な人手不足への対応が期待されることから、令和5年11月に国土交通省から発出された「自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた事業者間の遠隔点呼の先行実施要領」通達により、同一事業者間のみならず、100%の資本関係のない、もしくは資本関係のない事業者間においても貨物自動車運送事業法第29条に基づく管理の受委託など必要な手続きを行った上で、国土交通省が定める期間の範囲内に限り、同遠隔点呼の実施を希望する事業者に対する先行実施要領が示されたところです。

今般、国土交通省より同遠隔点呼実施希望の事業者を令和6年度も引き続き募るべく、新たな実施機関（許可を受けてから最長令和7年3月31日まで）を設けた先行実施要領が示されましたのでお知らせいたします。

### 自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた事業者間の遠隔点呼の先行実施要領

運送事業における運行管理について、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）において、旅客や貨物の輸送の安全の確保のため、運送事業者に対して、営業所に運行管理者を配置し、運転者に対する業務前後の点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められています。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展が目覚ましく、令和3年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン2025において、ICTを活用した高度な運行管理の実現が掲げられたこと等を踏まえ、ICTを活用した運行管理の高度化による安全性の向上、労働生産性の向上を実現すべく検討を進めています。

令和5年4月以降、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号、以下、「遠隔点呼告示」という。）の要件を満たしたうえで営業所を管轄する運輸支局へ届出を行うことにより、同一事業者間（完全子会社含む）であれば一の営業所から他の営業所の運転者に対して遠隔から機器を通じて点呼を実施する遠隔点呼が可能となりました。

また、同一事業者間のみならず事業者を跨ぎ（100%の資本関係のないもしくは資本関係のない事業者間）遠隔点呼（以下、「事業者間遠隔点呼」という。）を行う事で、運行管理者の負担を軽減することや、慢性的な人手不足への対応が期待されることから、昨年11月に「自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた事業者間の遠隔点呼の先行実施要領」を発出したところで

すが、本年度も引き続き実施希望の事業者を募るべく、改めて当該先行実施要領を発出することといたします。

本事業に採択されて実施する事業者は、遠隔点呼告示の要件を満たすこととし、道路運送法第35条若しくは貨物自動車運送事業法第29条に基づく管理の受委託の申請を別紙様式にて行い、許可を受けたいうで遠隔点呼を実施できるものとします。なお、本許可については事業者間の遠隔点呼の先行実施であることから、実施期間は許可を受けてから最長で令和7年3月31日までとします。今後、先行実施期間を終え、本格運用開始後、継続を希望される場合は改めて本格運用の制度に基づく申請が必要となります。なお、使用する遠隔点呼機器の要件については、本格運用においても本先行実施同様に遠隔点呼告示に基づくことを想定しています。

事業者間遠隔点呼実施中に、国土交通省より、本事業に関わった運行管理者及び運転者等に対して、点呼の確実性や非常時の対処方法等に関して、ヒアリングを実施させていただきます。

実施対象事業者は、自動車運送事業者であって、以下の事項を遵守できる者とします。

## 1. 基本事項

- (1) 本事業の趣旨を理解していること
- (2) 事業者間遠隔点呼の実施は、同じ種別の事業者間で行うものとする
- (3) 本事業の実施に関わる運行管理者、補助者及び運転者等への教育・訓練等を行うための体制を確保していること
- (4) 本事業に係る情報は、やむを得ない場合を除いて原則公表されることについて了承していること（なお、個人の健康状態に係る情報などの個人情報については、個人を特定できないような形にして取り扱うものとする）
- (5) 事業者間遠隔点呼を実施する事業者間において、運行管理者、補助者及び運転者等の個人情報の取扱いに関して双方で合意を得たいうで、関係者以外が閲覧できないなどの策を講じること
- (6) 点呼を委託する事業者にあつては、予め運転者の所属営業所の運行管理者が、運行の可否に係る指示の確認を受託事業者から受ける体温、血圧の値、およびその他必要事項（常備薬の服用等）を運転者毎に設定すること
- (7) 事業者間遠隔点呼において、業務前点呼を実施するにあたっては、運転者は体温、血圧の測定を行い、報告することとし、以下の事象が確認された場合、事業者間遠隔点呼を実施する事業者は点呼を中断または中止し、運転者の所属元営業所の運行管理者に連絡し、運行の可否に係る指示を仰ぐこと
  - 運転者の呼気中にアルコールが検知された場合
  - 運転者の体温、血圧が運転者の所属営業所の運行管理者が設定した値を超えていた場合
  - 運転者の疾病・疲労・睡眠不足に関する自己申告の結果、安全な運行をすることができない恐れがある場合
- (8) 長期間（おおむね1ヶ月間以上）事業者間遠隔点呼のみを受け、運転者の所属元営業所の

運行管理者と対面しない運転者に対しては、1ヶ月に1回は対面等で当該運転者と直接会話することにより、健康状態を把握するとともに、指導監督を適切に行うことにより、当該運転者の安全運転の遵守等に努めること

### 2. 使用する機器・実施環境等

- (1) 事業者間遠隔点呼を行う際は、遠隔点呼告示第5条、第6条及び第7条を満たすこと
- (2) 事業者間遠隔点呼は、次のいずれかの場所で運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）が行うものとする。実施する点呼の3分の1以上は運行管理者が実施するものとする
  - イ. 運行管理者等が選任されている営業所又は車庫
  - ロ. 運行管理者等が所属する事業者の所管する事業所（配車センター等）
- (3) 事業者間遠隔点呼は、次のいずれかの場所において運転者が受けるものとする
  - イ. 点呼を受ける運転者の所属する営業所又は車庫
  - ロ. 運行の業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これに類する場所
- (4) 使用する電気通信技術が原則として途絶しない環境であるなど、本事業を確実に実施するために必要な通信環境を確保していること

### 3. 実施が困難な場合の体制

本事業の実施が困難な状態となった場合（遠隔点呼に用いる機器・システムの不具合、停電等）を想定した体制を確保していること

### 4. 事業開始後の報告事項

本事業の開始以降は、以下の事項を、委託事業事務局である株式会社野村総合研究所あてにメールで報告すること

- (ア) 本事業の内容を変更又は終了しようとする場合にあっては、当該変更又は終了の内容
- (イ) 想定外の事案が発生した場合にあっては、当該事案の内容及びその対応内容
- (ウ) 点呼実施事業者は、以下の項目について月ごとに実施した実施した翌月の10日（土日祝日の場合はその翌日）までに定期的に報告すること
  - ① 事業者間遠隔点呼の実績（実施回数）
  - ② 運転者の配属元運行管理者が対応した事案の有無及び有の場合においてはその対応内容
  - ③ 遠隔点呼告示第7条第1項第2号に基づいた確認の実施有無及び有の場合においてはその内容
- (エ) の他、対象期間中または対象期間後において国土交通省から求められた事項

### 5. その他

- (1) 国土交通省より要請された事項については、可能な限り対応すること



- (2) 道路運送法、貨物自動車運送事業法をはじめとする関係法令を遵守すること
- (3) その他、輸送の安全の確保のために必要な措置を講ずること

## 6. 申請方法

事業者間遠隔点呼を実施しようとする事業者は、「事業者間遠隔に係る事業先行実施申込書」および「事業者間遠隔点呼に係る管理受委託許可申請書」を下記「申込書」のアドレスよりダウンロードして必要事項を記入のうえ、事業者間遠隔点呼を開始しようとする40日前までに以下の提出先にメールで送付ください。

**【提出先】** 電子データ(pdf 又はword ファイル)でご提出ください  
○国土交通省委託事業事務局（株式会社野村総合研究所）  
Eメール: mlit\_enkakutenko\_fy2024dp★nri.co.jp  
メール送付の際には★を@に修正してください

記載内容の確認を国土交通省および国土交通省委託事務局が実施し、採択された場合は、おおむね10日程度で国土交通省より事業承諾通知を申請時業者に送付します。

事業採択通知の受領後、事業承諾通知書および「申込書と同アドレスにある」2～5を事業者間遠隔点呼を実施する（集約する）管轄の運輸支局宛に、事業者間遠隔点呼を開始しようとする30日前までに提出ください。

申請いただいた内容について、運輸局にて精査したのち、管理の受委託許可を出します（管理の受委託申請から許可までおおむね1か月程度かかります）。

管理の受委託許可後、事業者間遠隔点呼が実施可能となります。

◎**申込書など** 下記のアドレスよりダウンロードして記入のうえメールにて送信

<https://jta.or.jp/wp-content/uploads/2024/07/enkakutenko.docx>

1. 事業者間遠隔点呼に係る事業先行実施申込書
2. 事業者間遠隔点呼に係る管理受委託許可申請書
3. 事業者間遠隔点呼に係る受委託契約書の写し
4. 委託に係る報酬その他管理の実施方法の細目を記載した書類
5. 許可を受けるために満たすべき項目の自己点検表

## 7. 申請締切及び許可期限

申請の受付は令和6年12月28日までとし、許可期限（実施期間は）令和7年3月31日までとする。

# 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

## 〈地域に密着した交通安全活動を展開〉

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」と定め、街頭啓発活動を実施しています。以下は、令和6年7月に実施された活動です。

### 7月に実施した支部・分会の街頭啓発活動

支部名／分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	実施日
大 分 西	中 央 西	7:30～8:00	大分市新川町 新川交差点	12社	15人	7月12日 7月18日
	大 分 東	7:30～8:00他	大分市 乙津交差点前	20社	21人	7月12日 7月18日
別 杵	杵 築	7:30～8:00	別府市 九州横断道路入口	9社	11人	7月12日
	国 東	7:30～8:00	国東市 鶴川交差点 他	6社	17人	7月12日
県 北	中 津	7:45～8:15	中津市 田尻交差点 他	21社	36人	7月12日 7月18日
	宇 佐・ 豊後高田	7:45～8:15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	22社	24人	7月12日 7月18日
西 部	玖 珠	7:30～8:00	玖珠郡玖珠町 山田玖珠分会事務所前	13社	14人	7月12日
	日 田	7:30～8:00	日田市 玉川交差点	11社	12人	7月12日
県 南	豊 肥	7:30～8:00	豊後大野市清川村 清川産業前	1社	2人	7月18日
	白 津	11:00～11:30	津久見市 津久見幹部交番前	17社	17人	7月18日
	佐 伯	7:30～8:00	佐伯市 佐伯豊南高校交差点	14社	16人	7月12日 7月18日

※7月27日現在、報告受理分のみ掲載

参加：146社、延べ185名

# 街頭啓発活動の様子



中津分会



宇佐・豊後高田分会



日田分会



杵築分会



玖珠分会



中央西分会



白津分会



佐伯分会

## 大分県トラック協会 青年部「役員会」の開催



大分県トラック協会青年部（魚返直寿会長）は、7月26日(金)大分市「大分県トラック会館」において標記会議を開催した。

会議では、「新入会員」、「新組織体制」、「トラックの日記念イベント」、「交流会」、「各行事計画」等について協議がなされ、様々な意見が飛び交い充実した会議となった。

### 新入会部会員のご紹介

新たに青年部に入会されましたので、ご紹介いたします。

**【大分東地区】** 東九州デイリーフーズ株式会社  
取締役部長 **須川 陽介 氏**

**【県南地区】** 有限会社 雄翔 **五十川 大翔 氏**

**【県南地区】** 有限会社 雄翔 **廣瀬 蓮 氏**

### 【青年部会員募集】

協会会員事業所で、48歳以下の経営者、後継者及び管理者

〈問合せ〉(公社)大分県トラック協会青年部事務局 岡部、三好

電話:097-558-6311 メール:okabe@ota.or.jp

# 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を開始 ～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ASV）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、今般、その補助金の申請受付を以下のとおり開始いたします。

## 1. 実施する補助事業

- (1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
- (2) 運行管理の高度化に対する支援
- (3) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援
- (4) 社内安全教育の実施に対する支援

## 2. 補助事業の内容

株式会社 TOPPAN並びに国土交通省のホームページをご覧ください。

- 株式会社 TOPPAN申請ポータルサイト

<https://hogo-zoushin.jp> ※令和6年7月30日10時より申請できます。

- 国土交通省ホームページ

先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc\\_06.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_06.html)

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

## 3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

- 申請受付場所:株式会社 TOPPAN
- 申請受付期間:令和6年7月30日～令和7年1月31日

## 4. 留意点

- 今年度の申請受付窓口は「株式会社 TOPPAN」となっております。  
運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。

## 令和6年度事故防止対策支援推進事業において実施する補助事業

### 【補助対象事業者】

- (1) 自動車運送事業者（以下に該当する中小企業者）  
 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者  
 一般乗用旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者  
 一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者
- ※ただし、「(1)先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援」については、一般貸切旅客自動車運送事業者に限り中小企業者以外も対象となります。
- (2) リース事業者  
 (1)の自動車運送事業者への事業用自動車等を貸渡す者

### 【補助事業の概要】

- (1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
- ① 受付期間：令和6年7月30日～令和7年1月31日
- ② 補助対象装置等

補助対象装置	補助対象車両	補助率	補助限度額
衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)	・車両総重量3.5トン超のトラック ・バス	1/2 (1/3)	100,000円* (67,000円)
車間距離制御装置 + 車線維持支援制御装置	・トラック ・バス ・タクシー		100,000円 (67,000円)
ドライバー異常時対応システム	・トラック ・バス ・タクシー		100,000円 (67,000円)
先進ライト	・トラック ・バス ・タクシー		100,000円 (67,000円)
側方衝突警報装置	・車両総重量3.5トン超のトラック ・バス		50,000円 (33,000円)
後側方接近車両注意喚起装置	・車両総重量3.5トン超のトラック ・バス		50,000円 (33,000円)
統合制御型可変式速度超過抑制装置	・バス		100,000円 (67,000円)
アルコール・インターロック	・トラック ・バス ・タクシー		100,000円 (67,000円)
事故自動通報システム	・トラック ・バス ・タクシー		50,000円 (33,000円) 30,000円 (20,000円)

※トラックに装着するものであって、当該トラックとともにトレーラーを導入する場合の補助限度額は150,000円とする。

## (2) 運行管理の高度化に対する支援

※令和6年4月1日以降に導入したものが補助対象となります。

- ① 受付期間：令和6年7月30日～令和7年1月31日
  - ② 補助対象機器：デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーであって、国土交通大臣が選定したもの
  - ③ 補助率：取得に対する経費の1/3
  - ④ 補助限度額（機器1台あたり ※詳細はHP参照）
    - ア. デジタル式運行記録計
      - 車載器：2万円 事務所用機器：10万円
    - イ. 映像記録型ドライブレコーダー
      - 車載器：1万円 事務所用機器：3万円

※映像記録型ドライブレコーダーにあっては、補助対象は一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車に限るものとする。

  - ウ. デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型
    - 車載器：3万円 事務所用機器：13万円
  - エ. デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型（通信機能を有する場合）
    - 車載器：8万円 事務所用機器：13万円
- ⑤ 1事業者あたりの上限額：80万円（④エ.を取得する場合は120万円（2回以上申請する場合を除く） ※詳細はHP参照）

## (3) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援

※令和6年4月1日以降に導入したものが補助対象となります。

- ① 受付期間：令和6年7月30日～令和7年1月31日
- ② 補助対象機器：下記の機器であって、国土交通大臣が選定したもの
  - ITを活用した遠隔地における点呼機器（IT点呼機器）
  - 遠隔点呼機器
  - 自動点呼機器
  - 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
  - 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器
  - 運行中の運行管理機器
- ③ 補助率：取得に対する経費の1/2
- ④ 補助限度額：一部の機器に1台あたりの上限あり（詳細はHP参照）
- ⑤ 1事業者あたりの上限額：80万円

## (4) 社内安全教育の実施に対する支援

- ① 受付期間：令和6年7月30日～令和7年1月31日
- ② 補助対象コンサルティング：国土交通大臣が認定したコンサルティングメニュー
- ③ 補助率：コンサルティング利用に対する経費の1/3
- ④ 1事業者当たりの上限額：100万円

## 国税だより

### ○ 申告書等控えへの收受日付印の押なつの見直しについて

令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行いません

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。

### 申告書等の提出は、是非 e-Tax をご利用ください

申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

その他、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

#### ○ 申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）

書面申告の場合も、e-Tax を利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。

なお、本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。

#### ○ 保有個人情報の開示請求（オンライン申請・取得も可）

税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申請書等の内容を確認することができます。写しの交付まで約1か月程度かかるほか、手数料が300円（オンライン申請の場合は200円）かかります。法人の申告書等には利用できません。

#### ○ 税務署での申告書等の閲覧サービス（税務署窓口での対応のみ）

税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。

※ 「金融機関等への提出」を目的とした閲覧はできませんので、ご注意ください。

#### ○ 納税証明書の交付請求（提出事実のみ）（オンライン申請・取得も可）

手数料が税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）かかります。

詳細は国税庁  
ホームページを  
ご覧ください



### ○ 国税に関するご質問・ご相談は、「国税相談専用ダイヤル」へ

コクゼイ

0570-00-5901

（全国一律料金）

受付時間 平日8:30～17:00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

※税務署で面接によるご相談を希望される場合は、事前予約が必要です。

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください。

○大分税務署（電話 097-532-4171）※自動音声案内



# 陸災防だより

## 令和6年度 講習案内

### ～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日を電話にてご予約下さい。

(講習月の2ヶ月前から受付開始、予約締切は講習日3週間前まで)

- |  |                                   |
|--|-----------------------------------|
| ◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名)<br>大分労働局長登録・登録番号第48-5号 | 10月7日(月)・8日(火)<br>1月27日(月)・28日(火) |
| ◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名)                        | 受付終了しました                          |
| ◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名)                 | 9月5日(木)                           |
| ◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員20名)                     | 11月25日(月)                         |
| ◎テールゲートリフター特別教育 (定員50名)                      | 9月7日(土)                           |

#### 【受講料等のご案内】

(税込表記)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩しの実務経験3年以上	8,800円	無料
積卸し作業指揮者		7,700円	無料
車両系荷役運搬機械		7,700円	無料
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写し	5,500円	無料
テールゲートリフター特別教育		7,810円	無料

※令和6年度～令和10年度(5年間)は会員への助成事業として、陸災防大分県支部が開催する技能講習・安全教育のテキスト代は無料と致します。

#### 【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイトケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担でお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。(申込書も2週間前までに提出ください。)

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。 ※インボイス登録番号 T4010405001852

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。  
(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

#### 〔問い合わせ先〕

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
大分県支部

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27  
大分県トラック会館内

縦3.0cm 横2.4cm  
 写真の裏に氏名  
 を記入のこと。  
 デジカメ 不可  
 カラーコピー 不可  
**写真1枚**  
 (貼らないこと)

# 受講申込書(修了証台帳)

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

受講年月日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏名	男・女	※ 修了証 交付	番号 年月日	第 号 令和 年 月 日
生年月日	昭和 年 月 日 平成			
現住所	〒 [ ][ ][ ] - [ ][ ][ ]		TEL	- -
			携帯電話	- -
			FAX	- -
勤務先 所在地	〒 [ ][ ][ ] - [ ][ ][ ]		TEL	- -
			FAX	- -
フリガナ 名称			※ 事業主 証明	昭和・平成 年 月から 平成・令和 年 月まで 経験 年 ヶ月 (印)

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

- 注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。  
 2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。  
 ( 特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。 )

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	(印)

※ 照合	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
			現金・振込		
入金日 / 受講料		テキスト代	合計	円	

# 大分産業機械技能教習所だより

## 【令和6年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表】

区別	試験種別		講習内容		講習料		講習実施月日	
	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	9月	10月
免許	移動式クレーン 登録大分4-移実1	全科(学科・実技)	5日	25H	108,900	4,565		28日～11月1日
		実技のみ	4日	9H	99,300			28日～31日
	整地・運搬等 登録大分4-07	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者 (3ヶ月以上)	2日	14H	49,500	1,430	10日～11日	
			3日					2日～4日 21日～23日
		建設機械施行管理技士1級 (トラクター系又はショベル系以外)又は2級第4種から第6種合格者	2日	10H	47,300	1,430	10日～11日	
			3日				2日～4日 21日～23日	
		車両系(解体)技能講習所持者	2日	6H	45,500	1,430	10日～11日	
			3日				2日～4日 21日～23日	
		全科(学科・実技)	6日	38H	95,500	1,430	2日～6日と 9日 18日～20日と 24日～26日	9日～11日と 15日～17日
	解体用 登録大分4-02	車両系(整地等・旧解体)技能講習所持者	1日	5H	21,000	1,793	17日 30日	7日 18日
		建設機械施行管理技士1級(ショベル系)又は2級第2種合格者	1日	3H	18,800	1,793		
	不整地運搬車 登録大分4-04	車両系(整地等)技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	41,000	1,793		23日～24日
	高所作業車 登録大分4-03	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者	2日	12H	41,200	2,134	2日～3日 17日～18日	9日～10日 21日～22日
		普通運転免許所持者	3日	14H	42,400	2,134	2日～4日	9日～11日
普通運転免許なし		3日	17H	52,100	2,134	17日～19日	21日～23日	
小型移動式クレーン 登録大分4-01	玉掛・床上ク技能講習クレーン免許所持者	3日	16H	41,800	1,370	2日～4日 18日～20日	15日～17日	
	免除なし	3日	20H	46,200	1,370	30日～10/2日		
玉掛 登録大分4-08	小ク・床上ク技能講習移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	21,300	1,705	11日～13日 25日～27日	2日～4日 23日～25日	
	免除なし	3日	19H	25,300	1,705			
フォークリフト 登録大分4-05	フォークリフト特別教育(3ヶ月)大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	18,200	1,650	24日と30日	28日と 11月～1日	
	大型・中型・普通運転免許所持者	4日	31H	33,000	1,650	1班	9日～12日 24日～27日	15日～18日 28日～31日
						2班	9日と 17日～19日	15日と 21日～23日
						土・日	7日～8日と 14日～15日	
普通運転免許なし	5日	35H	34,100	1,650				
特別教育	クレーン等(吊り上げ過重5トン未満)	2日	13H	12,100	1,705	5日～6日 24日～25日	9日～10日 21日～22日	
	小型車両系(機体質量3トン未満)	2日	13H	13,400	1,370	30日～10/1日	7日～8日	
	ローラー(制限なし)	2日	10H	13,400	1,551		28日～29日	
	フォークリフト(最大荷重1トン未満)	2日	12H	13,400	1,650	5日～6日	21日～25日	
	テーブルゲートリフター	1日	6H	11,200	957			
職長・安全衛生責任者教育	2日	14H	13,400	1,650	9日～10日 20日～24日	7日～8日 30日～31日		
熱中症予防労働衛生教育	1日	3.5H	4,400	1,540				

☆建設業もあわせ営んでいる会員の皆様  
技能講習について次の会社は助成金制度の適用があります。  
人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)  
(大分労働局 大分助成金センター)

1. 中小事業主であること。
2. 雇用保険料が「建設の事業」の料率であること。
3. 受講者が被保険者であること。
4. 労働保険料を滞納していないこと。



# お知らせ

## 第一・第三土曜日の開業について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度における当機構業務の土曜日開業につきまして第一・第三土曜日の開業日をお知らせいたします。ぜひご利用ください。

なお、開業した土曜日に代わる休業日は、原則として翌週の月曜日（祝日の場合は火曜日以降）とさせていただきますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### ◇ 令和6年度 土曜開業日カレンダー ◇

#### 8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

#### 9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

(注:各支所の開業時間は8時30分～17時15分となっております)

**独立行政法人 自動車事故対策機構**  
**大 分 支 所**

〒870-0905 大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階  
☎ 097-558-3155 fax 097-558-3156  
<http://www.nasva.go.jp>

# トラックドライバーの皆様へ アンケートのお願い

トラックドライバーの労働環境の改善に向けて、全国の休憩施設（SA・PA、道の駅、トラックステーション）の機能拡充を検討するため、ドライバーアンケート調査を実施することといたしました。

普段ご利用されている休憩施設の  
設備の拡充に向けて  
アンケートにご協力ください



## 回答方法

スマートフォン等から上記の二次元バーコードを読み取り、回答してください。  
3分程度で回答できます。

## アンケート調査対象者

全国の休憩施設（SA・PA、道の駅、トラックステーション）をご利用される  
トラックドライバーの皆様

## 回答期間

令和6年7月1日(月)～令和6年8月31日(土) ※回答期間を延長しました。

<主体> ● 公益社団法人全日本トラック協会

<お問い合わせ> 下記の委託調査事務局の担当者までお問い合わせください

<協力> ● 全日本運輸産業労働組合連合会

委託調査事務局 担当者：栗山・上田（日本工営株式会社）

● 全国交通運輸労働組合総連合

メールアドレス：truck@n-koei.co.jp

● 全日本建設交運一般労働組合

参加費  
無料

安全衛生推進者のための

# 労働災害防止対策セミナー

労働者10人以上50人未満の事業場においては、労働安全衛生関係法令に基づき安全衛生推進者を選任しなければなりません。

- ・名ばかりの安全衛生推進者になっていませんか？
- ・適切な安全衛生管理は行われていますか？

このセミナーでは、現在、陸運業において安全衛生推進者に選任されている方だけでなく、安全衛生管理を担う方や今後担当予定の方を対象に、安全衛生管理に関する知識、手法を説明します。是非この機会に、安全衛生推進者等のレベルアップを図り、職場の安全衛生水準の向上を目指しましょう。

令和6年 9月10日(火) 13:30-16:00

会場名：大分県トラック会館5階 住所：大分市向原西1-1-27

## セミナーの内容

- 1 陸運業における労働災害発生状況
- 2 安全衛生推進者の職務
- 3 モデル安全衛生管理規程
- 4 災害事例に学ぶ安全衛生推進者の職務の実践

- ・ 定 員： 100名
- ・ 申込締切：8月20日(火) ただし、定員に達し次第締め切ります。  
※受講票等は送付しません。
- ・ 受講証明：セミナー受講者には、受講証明書を交付します。  
(本セミナーは、安全衛生推進者養成講習や安全衛生推進者能力向上教育(初任時)ではありませんので、ご注意ください。)

お問合せ先：陸災防大分県支部 TEL 097-556-7866

(切り取らずにそのままご送信ください。)

参加申込書 (送信先FAX 097-552-1591)

ふりがな 参加者氏名		
事業場名		
所在地	〒	—
電話・担当者氏名	TEL( )	— 担当者

## 会員名簿訂正方のお願

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
3	(株)ゼロ・プラス九州大分デポ営業所 丸塚 忠継	江溯 純司	代表者の変更
15	フジトランスポート(株)大分支店 山本 高志	長沼 匠	代表者の変更
16	センコー(株)北九州支店大分営業所 大原 拓也	喜田川 直伸	代表者の変更
33	(株)アイビユー TEL 0979-32-8388 FAX 0979-32-8389	TEL 0979-53-9898 FAX 0979-64-8989	TEL 番号の変更 FAX 番号の変更
45	RTT(株)九州支社 広瀬 幸憲	兼平 康弘	代表者の変更
46	宇目運送(有) 近藤 展弘	中島 和彦	代表者の変更
47	(株)アイエヌロジスティクス 奈賀 幾次郎	山下 博幸	代表者の変更

### 燃 料 情 報

令和6年6月末現在で調査した県内の  
軽油価格は次のとおりです。

#### 軽油価格調査一覧表

##### 1. 価 格 (円)

	価 格 (県内)		
	最高	最低	平均
スタンド平均	150.0	118.3	129.4
ローリー平均	124.6	113.3	117.1
カード平均	134.0	117.9	122.3

##### 2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	8	29.6
出 光	5	18.5
昭 和 シ ェ ル	1	3.7
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	6	22.2
そ の 他	7	25.9
合 計	27	100.0

区分	月	23年	8	9	10	11	12	24年	2	3	4	5	6
		7						1					
スタンド 平均	大 分	130.3	138.1	135.6	127.0	128.2	131.4	128.4	128.0	128.2	130.2	130.2	129.4
	全 国	125.9	132.8	131.0	121.7	122.5	125.7	126.1	125.8	124.2	125.5	125.8	125.7
ローリー 平均	大 分	117.5	126.8	118.5	109.9	113.4	115.5	116.1	116.1	116.0	116.6	115.9	117.1
	全 国	116.6	124.1	119.3	109.3	111.9	114.8	114.8	114.7	114.7	115.8	115.5	116.1
カード 平均	大 分	126.3	134.4	130.4	119.0	122.8	124.3	125.4	124.0	124.9	124.9	121.4	122.3
	全 国	126.1	133.0	129.5	120.0	121.9	123.7	124.3	123.8	124.2	125.3	124.3	125.7

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ(消費税抜きの価格)

注) スタンド:スタンドと特約をしている値段の平均

# 軽油価格調査集計表 (令和6年6月)

令和6年7月25日現在  
(公社)全日本トラック協会

令和6年6月 単純計算表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	125.66	116.07	125.70

令和6年6月 元売別集計表 地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	125.46	117.01	126.80
出光昭和シェル	128.37	116.38	124.80
エクソンモービル			
キ グ ナ ス	131.10	113.83	
コ ス モ	121.64	115.43	126.60
そ の 他	124.62	115.64	125.18

令和6年6月 購入量別集計表 地区:九州(沖縄除)

月 間 購 入 量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	126.71	116.05	126.34
30～50キロリットル未満	120.24	116.67	122.88
50～100キロリットル未満	121.07	115.97	124.30
100キロリットル以上	124.03	115.16	120.78

令和6年6月 支払期限別集計表 地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	127.91	115.81	125.95
30～60日 未 満	125.10	116.14	126.14
60 日 以 上	125.20	116.01	122.28

軽油価格推移表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令和6年2月	125.64	115.55	126.37
令和6年3月	126.57	116.44	126.91
令和6年4月	127.24	117.06	126.67
令和6年5月	126.34	116.97	125.63
令和6年6月	126.74	117.52	127.30

※消費税抜きの価格となります。



## 行事予定表（8月16日～9月15日）

日	曜	行	事
16	金		
17	土		
18	日		
19	月		
20	火	令和6年度第1回整備管理者選任前研修（13:00（一社）大分県自動車整備振興会教育センター）	
21	水	令和6年度第1回九州ブロック飼料畜産部会（13:30 福岡県トラック総合会館）	
22	木	労働セミナー【大分ブロック】（13:00 大分県トラック会館）	
23	金	令和6年度北部九州5県貨物自動車運送適正化事業実施機関小規模グループ研修会（14:00 八仙閣本店）	
24	土		
25	日		
26	月	令和6年度第2回公正採用選考人権啓発推進員研修会（人権を考える講演会）（13:30 コンパルホール大分） 公益社団法人全日本トラック協会 第19回タンクトラック・高圧ガス部会総会（15:00 札幌パークホテル）	
27	火		
28	水	令和6年度（一財）大分県自動車会議所 第2回理事会及び業務報告会（12:30 大分県交通会館） 令和6年度 県トラック協会青年部「交流会」（17:00 レンブラントホテル大分）	
29	木	令和6年度適正化事業指導員全国研修「専門研修」（13:30 全日本トラック総合会館）	
30	金	正副会長会（13:30 大分県トラック会館） 第4回臨時理事会（15:00 大分県トラック会館） （公社）大分県トラック協会会員と専門部会部会長との意見交換会（理事会終了後 大分県トラック会館）	
31	土		
9/1	日		
2	月	令和6年度大分県防災会議（13:00 大分県庁本館）	
3	火		
4	水		
5	木		
6	金	令和6年度大分県交通安全県民大会（13:30 ホルトホール大分） 公益社団法人全日本トラック協会 第123回交通対策委員会（13:30 全ト協ホール） 九州全県引越部会合同研修会（14:00 稲佐山観光ホテル）	
7	土		
8	日		
9	月		
10	火		
11	水	令和6年度第1回大分県道路交通環境安全推進連絡会議・アドバイザー会議（大分河川国道事務所）	
12	木	令和6年度九州各県運輸青年部会会長会議及び九州地区運輸青年部連絡協議会第3回役員会（10:00 Web） 総務・企画委員会（13:30 大分県トラック会館）	
13	金	令和6年度公益社団法人全日本トラック協会女性部会 全国研修会（14:30 京王プラザホテル） 福岡県トラック協会 食料品部会全体会議及び実務担当者研修会（17:00 ホテルグランデ はがくれ）	
14	土		
15	日		

## 帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご 注 文 部 数
1	運転日報 (基本)	100枚	220	
2	運転日報 (応用)	100枚	407	
3	乗務日報	100枚	352	
4	日常点検記録簿	1冊	176	
5	点呼記録表 (25名用A)	100枚	781	
6	点呼記録表 (25名用B)	100枚	781	
7	点呼記録表 (12名用A)	100枚	451	
8	点呼記録表 (12名用B)	100枚	451	
9	点呼記録表ファイル (12名用)	1個	1,595	
10	点検整備記録簿	1冊	396	
11	車両管理台帳	1冊	286	
12	運転者台帳	50枚	660	
13	運転者台帳ファイル	1冊	990	
14	運行管理者届	1枚	77	
15	整備管理者届	1枚	77	
16	運行管理規程	1冊	264	
17	整備管理規程	1冊	198	
18	タコチャート紙 M7-120	1箱	660	
19	タコチャート紙 M7-140	1箱	660	
20	タコチャート紙 M26-120	1箱	660	
21	タコチャート紙 M26-140	1箱	660	
22	運送約款 (掲示用)	1枚	132	
23	運送約款 (冊子)	1冊	198	
24	運行指示書 (輸送文研社)	1冊	627	
25	運行指示書 (アルプス印刷)	30枚	451	

ご住所 (〒 - )	お電話 ( ) -
貴社名	担当者名

※この帳票注文書をコピーして必要事項を記入のうえFAXにて送付してください。

ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

# 1

## 熱中症を正しく知ろう

- 体内に身体に熱がこもって、体温が上がって、熱中症になる
- 熱中症になる要因は、
  - 「蒸し暑さ」
  - 「暑さに慣れていない」
  - 「水分・塩分の不足」
  - 「長時間連続作業」

対策として、以下の②～⑦を適切に講じてください



# 2

## 応急手当と水道水散布法

- I度(軽度)** 意識ははっきりしているが、めまい・立ちくらみ等の症状  
→冷所に移動して安静にし、身体を冷やし、水分と塩分を補給(1人にしない)
- II度(中等度)** 頭痛や吐き気、だるい等の症状  
→医療機関を受診(状況のよくなる人が医療機関に同行)
- III度(重症)** 意識障害、けいれん発作、高体温等の症状  
→救急車を要請  
救急車が到着するまで、作業着を脱がせ、水をかけて身体を冷却



# 3

## 暑さ指数の活用

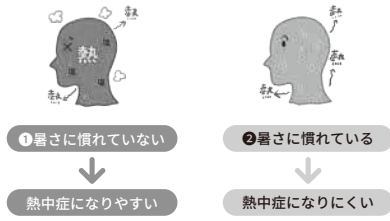
- 暑さ指数:総合的に蒸し暑さを表すもの**
- 暑さ指数を活用するための4つのステップ
  - 暑さ指数の測定
  - 着用している作業着などを考慮して測定値を補正
  - 危険度を確認して対策
  - 作業者への周知

31~33	☹️☹️	<b>危険</b> Danger
28~31	☹️	<b>嚴重警戒</b> Severe Warning
25~28	☹️	<b>警戒</b> Warning
21~25	☹️	<b>注意</b> Caution

# 4

## 暑熱順化

- 暑熱順化:夏の暑さに身体を慣らすこと**
- 入職したての人、長期休暇あけの人は、要注意
  - 暑さに体が慣れても数日間職場を離れると効果は消滅
  - 運動や入浴などで汗をかくて暑熱順化することもできる



# 5

## 水分塩分同時補給

- 水分と塩分は同時に補給**
- のどが渴いたと思ったときには、すでに脱水状態が始まっていることがある
- のどが渴く前に、仕事の合間に、こまめに水分を補給することが大切

**脱水症セルフチェック**

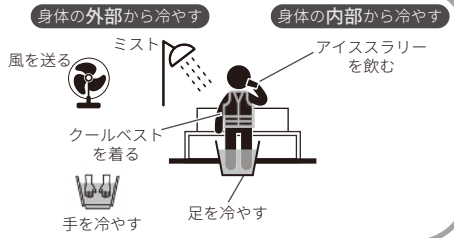
もとに戻るのに2秒以上かかれば「脱水」の疑いあり

つままれた爪の色が白からピンクに戻るのに3秒以上かかれば脱水症を起している可能性あり

# 6

## プレクーリング

- あらかじめ体温を下げておき、作業中に体温が上がるのを緩やかにする**
- プレクーリングの方法は以下の2つ
  - 身体の外から冷やす方法
  - 内部から冷やす方法



# 7

## 健康管理

- 管理者:** 現場パトロールを行い、作業員に声をかけ、健康状態を確認
- 作業者:** 単独作業を避け、声をかけ合う。こまめに水分・塩分を補給



参考リンク先

学ぼう! 備えよう! 職場の仲間を守ろう!  
職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



ON

熱中症 予防スイッチ・オン

その行動、その習慣が、いのちを守る



自分で  
できる



7



つのこと

1

熱中症を正しく知ろう

1-1

(管理者編)



動画はQRから

1-2

(作業員編)



動画はQRから

2

応急手当と  
水道水散布法



動画はQRから

3

暑さ指数の活用

3-1

測定  
(管理者編)



動画はQRから

3-2

確認  
(作業員編)



動画はQRから

4

暑熱順化



動画はQRから

5

水分塩分  
同時補給



動画はQRから

6

プレクーリング



動画はQRから

7

健康管理



動画はQRから



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・労働基準監督署